

## 議案第4号

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会会議の運営等に関する規程の制定について

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会会議の運営等に関する規程を次のように定める。

平成15年7月11日提出

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会  
会長 鈴木俊美

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会会議の運営等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会規約第10条第3項の規程に基づき、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会の会議(以下「会議」という。)の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、委員の過半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議の推進に努めるものとする。

3 議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって議事をすすめるものとする。

(会長の責務)

第3条 会長は、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

(傍聴)

第4条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴について必要な事項は、会長が別に定める。

(会議録)

第5条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他会長が必要と認めた事項

2 会議録に署名する委員は、2人とし、会長が会議において指名する。

(会議録等の公開)

第6条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

(規律)

第7条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、会長の許可を得なければならない。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月11日から施行する。